

一宮を元気にする会（i i i）会則

（名称）

第1条 この会は、一宮を元気にする会（略称；トリプルアイ⇒i i i）という。

（事務所）

第2条 この会は、事務局を 一宮市 北今再鳥一 39 番地 に置く。

（目的）

第3条 この会は、一宮の町と市民の活気ある成長と安定に寄与することを目的とする。

（活動）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）一宮のモノ、仕組み等に対して、クリエイティブな考え方を採り入れて新たな価値を生み出す活動を実施していく。
- （2）一宮市民が、社会的に大きな変化を起し、一宮の活気ある街づくりに貢献できる活動を実施していく。
- （3）研究会を設置して地域住民による下記の活動等を通じて社会貢献を行なう。
 - ①街興しの勉強会
 - ②先進事例視察と研究
 - ③学識専門家の講演会，テーマ別セミナーの開催
 - ④会報の発行による報告・案内・情報提供

（入会資格）

第5条 この会の目的に賛同し活動に積極的に参加して戴ける入会資格を定める。

- （1）一宮市に在住の人
但し、別途に定める「入会申込用紙」にて入会申請手続きをおこない幹事会の承認をもって会員資格を得る。
- （2）一宮市以外に在住の場合は、会員の推薦により幹事会の承認をもって会員資格を得ることができる。
- （3）本会においては会員の職業、年齢、性別は問わないが、以下の活動を禁止する。
 - ①政治活動
 - ②宗教活動
 - ③会員に対する商品販売等の営業活動会員となっても上記の内容を順守できない場合には退会をして戴く。

(会員)

第6条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 会員 この会の目的ならびに活動に賛同して入会した法人及び個人
- (2) オブザーバー この会の活動を側面から支援する官公庁及び学識者

(会費)

第7条 会員は無料とする。

(運営費)

第8条 会の運営費用は会員および参加者の寄付でまかなう。

また、イベントの運営に関しては参加費でまかなう。

寄付は1口1,000円として1口以上とする。

(役員)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- 1 (1) 幹事 6人～10人
- (2) 監事 2人
- 2 幹事のうち、1人を会長、1人を事務局長とする。
- 3 幹事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、事務局長は、幹事の互選とする。
- 5 幹事は、幹事会を構成し責任をもって会の運営に当たる。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の会計の状況を監査すること。
- 7 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 この会の総会は、毎年1回決算終了後2ヵ月以内に開催し、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他運営に関する重要事項

